

訪問介護サービス(ケアサポートりんどうヘルパーステーション) 利用料金表 (特定事業所加算Ⅱ)

訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護保険法の法定利用料に基づくものとします。

1. 料金表
- *①基本額改定内容は、令和6年4月から適応
 - *介護予防基本額については、現時点未定のため担当者が伺った際、料金表と併せて説明させていただきます。

項目	サービス1回当たりの料金			伊勢原市地域単価 10.70円		
	所要時間及び内容(現単位数)	単位数	特定事業所加算Ⅱ 合成単位数	1割負担額	2割負担額	3割負担額
①基本額 利用者負担額を円に換算した目安です。 一ヶ月の合計単位数で計算した場合には誤差が生じます。	身体介護01(20分未満) (167単位)	163単位	179単位	192円	383円	575円
	身体介護1(30分未満) (250単位)	244単位	268単位	287円	574円	861円
	身体介護2(30分以上1時間未満) (396単位)	387単位	426単位	456円	912円	1,368円
	身体介護3(1時間30分未満) (579単位)	567単位	624単位	668円	1,336円	2,003円
	所要時間1時間から計算して 所要時間30分を増すごと(84単位)	82単位	90単位	97円	193円	289円
	生活援助2(20分以上45分未満) (183単位)	179単位	197単位	211円	422円	633円
	生活援助3(45分以上) (225単位)	220単位	242単位	259円	518円	777円
	身体介護に引き続き生活援助を行っ た場合(67単位)	65単位	72単位	77円	154円	231円
	身体1・生活1(身体30分未満+ 生活援助20分以上45分未満) (317単位)	309単位	340単位	364円	728円	1,092円
	身体1・生活2(身体30分未満+ 生活援助45分以上70分未満) (384単位)	374単位	411単位	440円	880円	1,320円
	身体2・生活1(身体60分未満+ 生活援助20分以上45分未満) (463単位)	452単位	497単位	532円	1,064円	1,596円

*②③④以下加算内容は、令和6年5月まで適応

②	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 13.7%	1ヶ月当たりの総単位数×13.7%単位/月
	*介護職員処遇改善加算とは、介護に携わる職員に対して待遇や賃金等の改善を行うための制度であり、当事業所は加算(Ⅰ)の要件に適合するため届出をしております。	
③	特定処遇改善加算(Ⅰ) 6.3%	1ヶ月当たりの総単位数×6.3%単位/月
	*特定処遇改善加算は、技能・経験のある介護職員の処遇改善を目的とした制度です。当事業所は加算(Ⅰ)の要件に適合するため届出をしております。	
④	介護職員等ベースアップ等支援加算 2.4%	1ヶ月当たりの総単位数×2.4%単位/月
	*コロナ克服・新時代開拓のための経済対策を踏まえ、介護職員の賃金(3%)程度引き上げる措置とし、「介護職員等ベースアップ等支援加算」創設に伴い届出をしております。	



*新加算は、令和6年6月から適応

新	介護職員等処遇改善加算Ⅰ(24.5%)	1ヶ月当たりの総単位数×24.5%単位/月
	*現行の加算②③④各加算(介護職員等処遇改善、特定処遇改善、ベースアップ等支援)要件及び加算率を組み合わせ「介護職員等処遇改善加算」の一本化に伴い届出を行う。	

*地域サービスの種類により区分が定められています。伊勢原市の訪問介護における単価は、10.7円となります。

*1ヶ月利用者負担額の算出方法(概算)

- 1ヶ月のサービス合計単位数×10.7円=〇〇円(1円未満切り捨て)
- 〇〇円-(〇〇円×0.9(1円未満切り捨て))=1割負担利用者負担額
- 〇〇円-(〇〇円×0.8(1円未満切り捨て))=2割負担利用者負担額
- 〇〇円-(〇〇円×0.7(1円未満切り捨て))=3割負担利用者負担額